

岩手県告示第452号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成29年5月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
せいてつ記念病院	釜石市小佐野町四丁目3番7号	平成32年5月28日